

「山口県優良産廃処理業者育成支援事業費補助金」よくある質問

1 全般

(補助対象者)

Q 1 山口県内に本店・本社・主たる事務所を有しない限り、補助金の交付を受けることはできませんか。

A 1 山口県内に本店等を有しなくても、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ）の処理（収集運搬・処分）を行う事業所を山口県内に有し、所定の要件を満たしていれば補助金の交付を受けることができます。

(交付手続)

Q 2 補助金の申請手続は法人（事業者）単位ですか、事業所単位ですか。

A 2 法人（事業者）単位です。

Q 3 補助金の交付を受けたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 3 申請から支払いまでの流れは、次のとおりです。

- ① 【申請者】交付申請（令和5年12月28日（木）まで）
- ② 【 県 】交付決定
- ③ 【申請者】事業着手～事業完了（令和6年2月28日（水）まで）
- ④ 【申請者】実績報告（事業完了日から30日又は令和6年3月11日（月）のいずれか早い日まで）
- ⑤ 【 県 】完了検査、補助金の額を確定
- ⑥ 【申請者】補助金の支払請求
- ⑦ 【 県 】補助金の支払い

Q 3の2 オンラインによる申請は可能ですか。

A 3の2 電子メールによる提出が可能です。その場合は、申請書及び添付書類をPDF化して次のアドレスに送信してください。a15700@pref.yamaguchi.lg.jp

Q 4 事業に着手（受験・受講・審査申込、契約締結、発注など）した後、交付申請をして補助金の交付決定を受けることができますか。

A 4 事業着手後の交付申請はできません。

Q 5 補助金の交付申請書に添付する証明書類について、有効期限などの条件がありますか。

A 5 申請書受付日から概ね3か月以内に発行されたものとしてください。また、社会保険料及び労働保険料の証明期間については、証明者が証明可能な期間のうち直近1年間としてください。

(交付条件)

Q 6 補助金の交付決定を受けた事業について、事業の完了（免許・資格取得、受講完了、納品・引渡、登録・認証など）が当該年度の2月末日までに完了できなかった場合でも、それらに要した経費について補助金の交付を受けることができますか。

A 6 この場合、補助金の交付条件を満たしていないので、交付は受けられません。

(補助対象事業)

Q 7 補助金の交付決定を受けた事業について、同一年度内に再度、交付決定を受けることはできますか。

A 7 できません。

Q 8 補助金の交付決定を受けた事業について、次年度以降も再度、補助金の交付を受けることができますか。

A 8 以下を参照してください。

キャリア形成促進事業	可	(毎年度の補助金の交付は可)
女性就業環境整備事業 (環境整備事業) ※	不可	1事業者1回限り(※旧女性就業環境整備事業費補助金の交付を受けた者への補助金の交付は不可)
女性就業環境整備事業 (物品整備事業)	不可	1事業者1回限り
循環型社会形成推進事業	可	1事業者2台を上限(2台に達する年度まで補助金の交付は可)
新技術活用推進事業	不可	スマートフォン又はドローンの購入1事業者1回限り
優良認定環境整備事業	不可	1事業者1回限り

(他の助成金との併用)

Q 9 補助金の交付を受ける事業について、他の補助金や助成金を併用することは可能ですか。

A 9 他の補助金若しくは助成金が充てられた経費又は充てられる予定のある経費については、この補助金の交付対象とすることができません。

2 キャリア形成促進事業

(補助対象経費)

Q10 免許等の取得者や講習等の受講者が、取得や受講に要する経費の一部を負担する場合も、補助金の交付対象になりますか。

A10 補助対象になりません。

対象となる経費は、取得や受講に要する経費の全額を事業者が負担する場合に限られます。

Q11 補助金の交付対象となる、「国の人材開発支援助成金の対象とならない資格」の取得とは、どのようなものですか。

A11 補助対象として、県では次の①から④までの免許や資格の取得を想定しています。

- ① 「女性」「障害者」「中途採用者」については、その取得に必要な講習・教習の時間の合計が20時間未満の資格
- ② 「若者」については、その取得に必要な講習・教習の時間の合計が10時間未満の資格
- ③ 労働安全衛生法第59条第3項に規定する特別教育を経て得られる資格
- ④ 道路交通法に基づき実施される法定講習
- ⑤ 講習を受講しなくても試験を合格することにより得られる資格

これらのほか、「人材開発支援助成金」の受給の可否について厚生労働省山口労働局に相談し受給できないことが確認された場合は、この補助金の対象となる可能性がありますのでご相談ください（この場合「人材開発支援助成金」を受給できない理由を説明する書類の提出が必要となる場合があります。）。

Q12 次の経費については、補助金の交付対象になりますか。

- ① 営業に必要な普通自動車運転免許の取得や、経理事務に必要な簿記検定の受験
- ② ワード、エクセル等のパソコン講習の受講
- ③ 免許等の取得や講習等の受講に必要な、旅費や宿泊費

A12 ①②③のいずれも補助対象外です。

対象となる経費は、産業廃棄物を処理する現場の管理又は運営に必要な、免許等の取得や講習等の受講に直接要するものに限られます。

3 女性就業環境整備事業

(1) 施設整備事業

(補助対象経費)

Q13 これまで男女兼用のトイレが1つだったので、女性専用のトイレの増築を計画しています。どこまでが補助金の交付対象になりますか。

A13 増築に係る便座等一式と壁面やドアの設置などが補助対象になります。

なお、男性専用に変更する部分は、対象外です。

Q14 これまで男女兼用の更衣室が1つだったので、それを分割して、女性専用の更衣室を作ることを計画しています。どこまでが補助金の交付対象になりますか。

A14 新たに追加購入するロッカー代、パーテーション代、また、扉を購入する場合は、女性側のみが補助対象になります。
ただし、対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて10万円以上のものに限り
ます。

Q15 男女共用トイレの個室を和式から洋式に改修します。どこまでが補助金の交付対象になりますか。

A15 男女共用トイレを女性専用トイレに改修する工事で、女性側のみが補助対象になります（男性専用
に改修する部分は、対象外です。）。

Q16 既存の女性専用トイレの改修を計画しています。どこまでが補助対象になりますか。

A16 機能の追加を伴うかどうかに関係なく、①古くなったトイレ設備の更新に加えて、
②和式から洋式への変更や、③洗浄機能付き便座への変更、④洗面台・疑似流水音装置・鏡の設置
などが補助対象になります。
ただし、補助対象となる備品購入費は、設置料や付属品を含めて10万円以上のものに
限ります。

Q17 女性専用トイレをレンタルで調達します。レンタル費用は補助金の交付対象になりますか。

A17 補助対象外です。

(2) 物品整備事業

(補助対象経費)

Q18 補助金の交付対象のうち、「その他女性の身体的負担軽減を図るための物品」とは
どのようなものですか。

A18 女性用の空調付き作業服・ヘルメット、遮光チョッキ、電熱ベスト・ウェア、パワ
ーアシストスーツなどを想定しています。

(交付条件)

Q19 補助金の交付を受けた物品については、特定の者に使用させる必要がありますか。

A19 交付申請する際、事業計画の中で、当該物品を女性用として整備することが判断で
きれば、物品を特定の者に貸与するか共用とするか等は問いません。
なお、当該物品については、取得財産等管理台帳（別記第4号様式）に記載のう
え管理をお願いします。

4 循環型社会形成推進事業

(国の補助金との関係)

Q20 補助金の交付対象となる、「国の自動車環境総合改善対策費補助金の対象とならない優良ハイブリッドトラック」の導入とは、どのようなものですか。

A20 補助対象として、県では次の①及び②による優良ハイブリッドトラックの導入を想定しています。

- ① 「補助事業者」については、貨物運送事業者に該当しない者
- ② 「補助金の交付の対象」となる優良ハイブリッドトラックについては、単年度3台以上導入しない者

(補助対象経費)

Q21 最大積載量については、どの時点のものを書類に記載したらよいですか。

A21 「補助金の交付対象となる経費区分」の最大積載量4トン未満又は4トン以上の判断については、車検証記載の数値を記載してください(減トン前のものではないので注意してください。)

Q22 中古車やリースの場合も、補助金の交付対象になりますか。

A22 補助対象外です(対象は、新車を導入する場合に限りです。)

5 新技術活用推進事業

(補助対象経費)

Q23 補助金の交付対象となるスマホについては電子マニフェストの現場登録支援機能を使用するために、又ドローンについては処分場等の上空確認のために、必ず使用しなければなりませんか。

A23 交付申請する際、事業計画の中で、当該機器を活用して業務の効率化を図ることが判断できれば、機器を特定の用途に使用する制限はありません。

なお、当該機器については、取得財産等管理台帳(別記第4号様式)に記載のうえ管理をお願いします。

Q24 スマートフォンではなくタブレットについては、補助金の交付対象になりますか。

A24 補助対象外です。

6 優良認定環境整備事業

(補助対象経費)

Q25 環境マネジメントシステムの導入に向けた講座・研修の受講費用やコンサルタント委託費用については、補助金の交付対象になりますか。

A25 補助対象外です(対象は、審査・認証・登録に要する費用に限りです。)

Q26 産廃を処理する事業所に環境マネジメントシステムを導入する次の場合については、補助金の交付対象になりますか。

- ① 過去に I S O 14001 又はエコアクション 21 を取得済みで、このたび更新する場合
- ② 過去に I S O 14001 又はエコアクション 21 を取得したが失効し、このたび再取得する場合
- ③ 過去に I S O 14001 を取得済みで、新規にエコアクション 21 を取得する場合
- ④ 過去にエコアクション 21 を取得済みで、新規に I S O 14001 を取得する場合

A26 ①から④までのいずれも補助対象外です。

対象となる経費は、I S O 14001 又はエコアクション 21 のいずれかの認証・登録を受けたことがない事業所について、はじめて認証・登録を受けようとするものに限ります。

Q27 山口県内と県外の事業所をあわせて、環境マネジメントシステムを導入する場合には、どこまでが補助金の交付対象になりますか。

A27 山口県外の事業所と同時に認証を取得する場合などで、補助対象となる経費と補助対象とならない経費の区分が困難である時は、それぞれの従業員数による按分の方法で補助対象となる経費を算出することとします。